



隠岐の島町 お知らせ便

第398号(令和6年8月23日発行)
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

掲載記事一覧

- ① 隠岐広域連合職員採用試験について
- ② 「エコジョ プロジェクト」海ごみ清掃活動ボランティア募集について
- ③ マイナンバーカード時間外窓口の開設について
- ④ クーリングシエルトの指定について
- ⑤ 「屋外広告物適正化旬間」のお知らせ
- ⑥ 出逢いいイベント参加者募集について
- ⑦ 子供向け講座「お年寄りのことを知ろう」について
- ⑧ 児童手当制度の改正(拡充)について
- ⑨ 第15回隠岐古典相撲大会の開催について

① 隠岐広域連合職員採用試験について

隠岐広域連合では令和6年度第4回職員採用試験を実施します。

●募集職種と採用予定人員

- 助産師・保健師・看護師 若干名
- 臨床検査技師 2名
- 臨床工学技士 1名

●受験資格

次の条件に該当する方が受験できます。

【助産師・保健師・看護師】

昭和49年4月2日以降に生まれ、助産師、保健師又は看護師の免許を有する方又は令和7年3月31日までに当該免許取得見込みの方

【臨床検査技師】

平成元年4月2日以降に生まれ、臨床検査技師の免許を有する方又は令和7年3月31日までに当該免許取得見込みの方

【臨床工学技士】

平成元年4月2日以降に生まれ、臨床工学技士の免許を有する方又は令和7年3月31日までに当該免許取得見込みの方

●試験日、試験会場及び試験内容

令和6年10月26日(土)

所 隠岐広域連合消防本部

内 作文試験・面接試験

●受験手続

① 申込用紙の請求及び提出先

〒685・0104
隠岐の島町都万2016
隠岐広域連合事務局総務課
電話 6・9150

② 受付期間

令和6年8月1日(木)から令和6年10月4日(金)まで土日祝日を除く平日

※島外の方などで郵送で申込用紙を請求する場合は、9月20日(金)到着分まで受け付けし郵送します。

●採用

原則、令和7年4月以降に採用します。

問 隠岐広域連合事務局総務課
TEL 6・9150

② 「エコジョプロジェクト」海ごみ清掃活動ボランティア募集について

本町では人口減少、高齢化の影響を受け、各地区住民による海岸清掃が困難となっています。

このことから、役場環境課では「エコジョパーク推進機構」と協働してボランティアを募り、海岸清掃イベントを開催します。特典多数のイベントとなっておりますので、皆様ご参加いただき、地域の方々と協力して隠岐の豊かな海を守りましょう!

時 9月7日(土)

午前9時30分～11時30分

※天候不良時中止

所 蔵田海岸(都万地区)

内 蔵田の海岸を一齐清掃

海ごみミッションチャレンジ

親子で参加できるチャレンジです。様々なミッションをクリアしてお菓子のつかみ取りに挑戦!

●特典

- 参加者へエコジョキャラバン隊 キャップをプレゼント! (先着100名)
- かき氷、飲み物の提供(無料)
- 蔵田地区からサザエのつば焼き提供(無料)

参加者の中から抽選で5名の方に1kg相当のアワビをプレゼント!!

●無料

持軍手、熱中症対策に必要なもの

●共催

※汚れても良い服装

※ごみ拾い時は運動靴推奨

●協力

隠岐の島町、(一社) 隠岐ジョパーク推進機構

●甲

隠岐の島町教育委員会、環境省 隠岐管理官事務所、蔵田自治会 役場 環境課

TEL 2・8565

記号の説明 時=日時 所=場所 対=対象・定員 申=申し込み 内=内容 問=問い合わせ 日=費用・参加費 縮=締め切り 出=出演・講師・指導 他=その他 持=持ち物

**③ マイナンバーカード時間
外窓口の開設について**

マイナンバーカードに関する各種手続を受け付けるため、次のとおり時間外窓口を開設します。
日中のお手続が難しい方はぜひご利用ください。

なお、時間外窓口ではマイナンバーカード関連以外の手続（転入・転居・転出等の異動受付、印鑑登録、証明発行等）は出来ませんのでご注意ください。

時 9月2日(月)・9月30日(月)
午後5時15分から7時まで

所 役場本庁町民ホール入口

● 受付業務

- ・マイナンバーカードの申請
- ・マイナンバーカードの受取
- ・暗証番号の変更及び再設定
- ・マイナンバーカードの更新
- ・電子証明書の更新
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の申込

● 注意事項

・各種手続は原則、ご本人様にお越しいただく必要があります。
※必要書類など詳しくは左記までお問い合わせいただくか、隠岐の島町ホームページをご覧ください。

問 役場町民課

TEL 2・8560

**④ クーリングシェルターの
指定について**

令和5年の気候変動適応法の改正により、従来の熱中症警戒アラートに加えて、より重大な健康被害を及ぼす危険性のある暑さが予想される場合に、一段上の「熱中症特別警戒アラート」が発令されるようになりました。

熱中症特別警戒アラートの発令中は「クーリングシェルター」を開設します。

これは、町民の皆様が暑さをしのぐためにご利用いただける施設です。お出かけの際に、「暑い」「疲れた」と感じた時はお気軽にご利用ください。

クーリングシェルターに指定した施設は、以下をご確認ください。詳しくは、役場ホームページをご確認いただくか、左記までお問い合わせください。

問 役場 総務課危機管理室
TEL 2・2111

施設名	所在地	開設日	時間帯	受入可能人数
隠岐の島町役場本庁1階 カフェコーナー	下西 78-2	月～日曜日 (祝日含む)	8時30分～ 17時15分	10人
隠岐の島町役場 布施支所	布施 218-24	月～日曜日 (祝日含む)	8時30分～ 17時15分	10人
隠岐の島町役場 五箇支所	北方 901-1	月～日曜日 (祝日含む)	8時30分～ 17時15分	6人
隠岐の島町役場 都万支所	都万 2016	月～日曜日 (祝日含む)	8時30分～ 17時15分	10人
隠岐の島町役場 中出張所	中村 1541-4	月～日曜日 (祝日含む)	8時30分～ 17時15分	6人
隠岐島文化会館1階 コミュニケーションホール	西町吉田の二 2	月曜日 (祝日含む)	8時30分～ 17時00分	4人
		火～日曜日 (祝日含む)	8時30分～ 22時00分	
五箇生涯学習センター 集会室(和室)	郡 74	月曜日 (祝日含む)	8時30分～ 17時00分	10人
		火～日曜日 (祝日含む)	8時30分～ 22時00分	
隠岐ジオゲートウェイ1階 多目的スペース	中町目貫の四 61	月～日曜日 (祝日含む)	8時00分～ 19時00分	4人

記号の説明 **時**=日時 **所**=場所 **対**=対象・定員 **申**=申し込み **内**=内容 **問**=問い合わせ
¥=費用・参加費 **縮**=締め切り **出**=出演・講師・指導 **他**=その他 **持**=持ち物

5 「屋外広告物適正化旬間」のお知らせ

●9月1日(日)から10日(火)は、「屋外広告物適正化旬間」です。

(例) はり紙、はり札、立看板、広告幕、懸垂幕、アドバルーン、電柱・街灯柱広告、電飾・電光広告、広告板、広告塔等

島根県では良好な景観の形成等を目的に屋外広告物条例を定め、各市町村で設置許可や違反広告物対策を行うなど、必要な規制・誘導を行っています。

これから屋外に看板やポスターを設置される場合は、次のポイントを参考に、屋外広告物の適正な設置にご協力をお願いします。

※屋外広告物とは常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものも含まれます。具体的には次のようなものがあります。

また、既に設置されている場合も、次のポイントを参考に自己点検を行い、屋外広告物の適正化に努めていただきますようお願いいたします。

●島根県屋外広告物条例のポイント

- ①屋外広告物を設置するには事前に市町村長の許可が必要です。
- ②屋外広告物の種類に応じて面積

や高さなどについての基準があります。

③著しく破損したもののや倒壊の恐れなどがある屋外広告物は設置できません。

④屋外広告物設置工事の発注は屋外広告業登録済みの屋外広告業者に行いましょう。

⑤禁止地域には屋外広告物を設置できません。(禁止地域の例：玉若酢命神社境内等)

⑥設置後の屋外広告は、適切に補修を行うなどして良好な状態で管理しましょう。

⑦必要なくなった屋外広告は速やかに撤去しましょう。

⑧許可期間の更新を受けようとする際には、有資格者による安全点検報告が義務化されています。

●次の項目に該当する屋外広告物については設置できる場合があります。詳しくはお問合せください。

①店舗、事業所の建物や敷地内に、その名称や取り扱うサービス内容を記載する屋外広告物(1敷地内合計7㎡以内に限る)

②土地、建物の管理上の必要から、注意事項等を記載する屋外広告物(1敷地内合計7㎡以内に限る)

③店舗や事業所の案内のため敷地外に設置する屋外広告物(記載内容、面積、高さ等に制限あり)

④町内会案内図、主要な観光地の案内用広告物(記載内容、面積、高さ等に制限あり)

高さ等に制限あり) 役場建設課

TEL 2・8564 島根県土木部都市計画課

TEL 0852・22・6143 景観グループ

◀島根県屋外広告物ホームページ



6 出逢いイベント 参加者募集について

「隠岐の島町DE逢いましょう」隣の島でBBQ!!夏の終わりを楽しみませんか?を開催します。

時 9月29日(日) 午前9時30分～午後3時30分

所 隠岐の島町内

内 バーベキュー・宝探し・散策など

対 島前島後にお住いの20歳以上の独身者男女各7名程度

¥ 男性…3,000円 女性…2,000円

申 ①氏名②年齢③住所④メールアドレス⑤連絡先を明記のうえ、後記の連絡先へお申込みください。

締 9月22日(日)午後5時 ※募集人数を超えた場合は抽選となります。天候や応募状況、そ

の他やむを得ない事情が発生した場合に内容の変更や中止となる場合があります。

申問 隠岐國はびこ会事務局

TEL 080・2096・2501

7 子ども向け講座「お年寄りのことを知ろう」

隠岐の島町図書館で、小学生向けに高齢者について学ぶ講座を行います。読み聞かせ、クイズや工作などを一緒に楽しみましょう。事前申し込みが必要です。

時 9月8日(日) 午後2時～3時30分

所 隠岐の島町図書館研修室

●定員 小学生15名(保護者の方の同伴も可能です)

締 9月6日(金)

◆共催 隠岐保健所・隠岐の島町図書館

◆協力 隠岐の島町社会福祉協議会

TEL 2・2341 隠岐の島町図書館

児童手当制度の改正（拡充）について

～令和6年10月（12月支給分）から制度が変わります～

○主な変更点

- ・所得制限が撤廃されます。
- ・支給対象児童が高校生世代まで延長されます。
- ・第3子以降の支給（多子加算）が増額されます。
- ・多子加算の算定対象が22歳の年度末まで拡大されます。
- ・児童手当の支給が年6回（偶数月）になります。

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分以降）
所得制限	あり	なし
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している町内在住の人	高校生世代までの国内に住所を有する児童を養育している町内在住の人
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ■3歳未満：15,000円 ■3歳から小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ■中学生：10,000円 ■特例給付：5,000円 (所得制限限度額以上、所得上限限度額未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ■3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ■3歳から高校生世代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
多子加算の算定対象	18歳に到達した年度末まで	22歳に到達した年度末まで※
支払回数	年3回（2月、6月、10月）	年6回（偶数月）

※第1子が「22歳の年度の3月末」を超えると、第2子が「第1子」扱いとなります。

児童手当を現在受給されている方、制度改正後に支給対象となることが見込まれる方で役場で把握できる方は、9月上旬までに順次お知らせをお送りする予定です。

○制度改正により申請が必要な方（公務員の方は各職場での手続きとなります）

- ①所得上限限度額超過により、児童手当（特例給付）を受給していない方
- ②高校生世代の児童のみを養育されている方
- ③児童手当を受給しており、多子加算の算定児童として認定されていない高校生世代の児童を養育している方
- ④大学生世代の子がおり、その子を含めて子が3人以上いる方

詳しくは
隠岐の島町 HP へ

お問い合わせ先

TEL 08512-2-8577

隠岐の島町役場 保健福祉課 児童福祉係



隠岐の島町町政 20 周年記念

第 15 回隠岐古典相撲大会

隠岐の島町町政 20 周年を迎える本年 9 月、隠岐古典相撲大会を 12 年ぶりに開催いたします。

大会次第

午後 5 時開始

1. 行司口上
2. 顔見せ土俵入り
3. 草結
4. 相撲踊り
5. 割相撲
6. 飛びつき五人抜き
7. 中憩

主催者あいさつ

鏡割り～ふれまい

余興

8. 割相撲
9. 飛びつき五人抜き
10. 正五番勝負

20 歳代取組

30 歳代取組

40 歳以上取組

11. 番々外三役

土俵入り

前相撲

役力士取組

12. 番外三役

土俵入り

前相撲

役力士取組

13. 正三役

土俵入り

前相撲

役力士取組

14. 打上げ



『大会の開催にあたってのご案内』

1. トイレ及び休憩所の解放について

大会当日 (9/14-15) は、**役場 1 F 階段横のトイレ**を開放しますのでご利用ください。また、休憩施設として、**役場 1 F 町民ホール**を開放しますので、あわせてご利用ください。

2. 屋台の出店について

大会当日 (9/14-15) は、役場西側スペースに**屋台 (14 店舗)**を出店します。食べ物や飲み物を多数ご用意しておりますのでご利用ください。

『大会の開催にあたってのお願い』

1. 来場者用駐車場について

会場となる隠岐の島町役場周辺には**来場者用の駐車場がございません**。大会当日 (9/14-15) の来場者用駐車場として、“**隠岐の島町総合運動公園駐車場**”並びに“**隠岐島文化会館駐車場**”をご利用ください。なお、来場者駐車場から会場までの移動は**専用のシャトルバスを運行いたします**。

※運行時刻表は裏面参照

また、会場付近の路上、空き地、私有地等への**無断駐車は絶対に行わないようご協力をお願いします**。

2. 会場周辺における車両通行止め及び乗降場について

来場者の安全対策として、**会場周辺で一部通行止めを行います**。これに伴い、一畑バスの運行に変更が生じますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、送迎をされる場合は、西郷日石前に設置します**特設乗降場をご利用ください**。

隠岐古典相撲大会 会場周辺図



乗降場

車両通行止め

トイレ・休憩所

屋台

国道485号線

隠岐の島町役場

古典相撲大会会場

※地理院地図に車両通行止め箇所等を追記して掲載

地理院地図

第15回隠岐古典相撲大会 シャトルバス時刻表

行き

9月14日(土)～15日(日)

帰り

便		駐車場		古典相撲会場		古典相撲会場		文化会館		古典相撲会場		文化会館		駐車場		アリーナ	
	発		発		着		着		発		発		着		着		着
往路 1	A	13:30	>>	13:35	...	13:40	>>	13:50		14:00	>>	14:10	...	14:15	>>	14:20	
往路 2	B	14:00	>>	14:05	...	14:10	>>	14:20		14:30	>>	14:40	...	14:45	>>	14:50	
往路 3	A	14:30	>>	14:35	...	14:40	>>	14:50		15:00	>>	15:10	...	15:15	>>	15:20	
往路 4	B	15:00	>>	15:05	...	15:10	>>	15:20		15:30	>>	15:40	...	15:45	>>	15:50	
往路 5	A	15:30	>>	15:35	...	15:40	>>	15:50		16:00	>>	16:10	...	16:15	>>	16:20	
往路 6	B	16:00	>>	16:05	...	16:10	>>	16:20		16:30	>>	16:40	...	16:45	>>	16:50	
往路 7	A	16:30	>>	16:35	...	16:40	>>	16:50		17:00	>>	17:10	...	17:15	>>	17:20	
往路 8	B	17:00	>>	17:05	...	17:10	>>	17:20		17:30	>>	17:40	...	17:45	>>	17:50	
往路 9	A	17:30	>>	17:35	...	17:40	>>	17:50		18:00	>>	18:10	...	18:15	>>	18:20	
往路 10	B	18:30	>>	18:35	...	18:40	>>	18:50		19:00	>>	19:10	...	19:15	>>	19:20	
往路 11	A	19:30	>>	19:35	...	19:40	>>	19:50		20:00	>>	20:10	...	20:15	>>	20:20	
往路 12	B	20:30	>>	20:35	...	20:40	>>	20:50		21:00	>>	21:10	...	21:15	>>	21:20	
往路 13	A	21:30	>>	21:35	...	21:40	>>	21:50		22:00	>>	22:10	...	22:15	>>	22:20	
往路 14	B	22:30	>>	22:35	...	22:40	>>	22:50		23:00	>>	23:10	...	23:15	>>	23:20	
往路 15	A	23:30	>>	23:35	...	23:40	>>	23:50		0:00	>>	0:10	...	0:15	>>	0:20	
往路 16	B	0:30	>>	0:35	...	0:40	>>	0:50		1:00	>>	1:10	...	1:15	>>	1:20	
往路 17	A	1:30	>>	1:35	...	1:40	>>	1:50		2:00	>>	2:10	...	2:15	>>	2:20	
往路 18	B	2:30	>>	2:35	...	2:40	>>	2:50		3:00	>>	3:10	...	3:15	>>	3:20	
往路 19	A	3:30	>>	3:35	...	3:40	>>	3:50		4:00	>>	4:10	...	4:15	>>	4:20	
往路 20	B	4:30	>>	4:35	...	4:40	>>	4:50		5:00	>>	5:10	...	5:15	>>	5:20	
往路 21	A	5:30	>>	5:35	...	5:40	>>	5:50		6:00	>>	6:10	...	6:15	>>	6:20	
往路 22	B	6:30	>>	6:35	...	6:40	>>	6:50		7:00	>>	7:10	...	7:15	>>	7:20	
往路 23	A	7:30	>>	7:35	...	7:40	>>	7:50		8:00	>>	8:10	...	8:15	>>	8:20	
往路 24	B	8:30	>>	8:35	...	8:40	>>	8:50		9:00	>>	9:10	...	9:15	>>	9:20	
往路 25	A	9:30	>>	9:35	...	9:40	>>	9:50		10:00	>>	10:10	...	10:15	>>	10:20	
往路 26	B	10:30	>>	10:35	...	10:40	>>	10:50		11:00	>>	11:10	...	11:15	>>	11:20	

※15日(日) 11:00～15:00の間は、おおむね20分間隔で運行いたします。

※交通事情等によっては、運行時間が前後する場合があります。

※混雑状況によっては、乗車までにお待ちいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。